

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成29年6月8日提出
【計算期間】	第11特定期間(自 平成28年9月13日至 平成29年3月13日)
【ファンド名】	アジア好利回りリート・ファンド・トルコリラ
【発行者名】	三井住友アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松下 隆史
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目 5 番 1 号
【事務連絡者氏名】	土田 雅央
【連絡場所】	東京都港区愛宕二丁目 5 番 1 号
【電話番号】	03-5405-0740
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- イ 当ファンドは、投資信託への投資を通じて、主として日本を除くアジア各国・地域（オセアニアを含みます。）の取引所に上場している不動産投資信託に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- ロ 委託会社は、受託会社と合意の上、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。
- ハ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

(イ)当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	不動産投信	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

(ロ)当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（不動産投信））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は不動産投信であり、ファンドの収益は不動産投信市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「不動産投信」となります。
決算頻度	年12回（毎月）	目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	アジア、オセアニア	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア、オセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合
追加型		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)		
一般		日本		
大型株	年2回			
中小型株				
	年4回	北米		
債券				
一般	年6回(隔月)	欧州		
公債				
社債	年12回(毎月)	アジア		
その他債券				
クレジット属性 ()	日々	オセアニア		
	その他 ()	中南米		
不動産投信		アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))		中近東(中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

(2)【ファンドの沿革】

平成23年9月30日 信託契約締結、設定、運用開始。

(3)【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友アセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

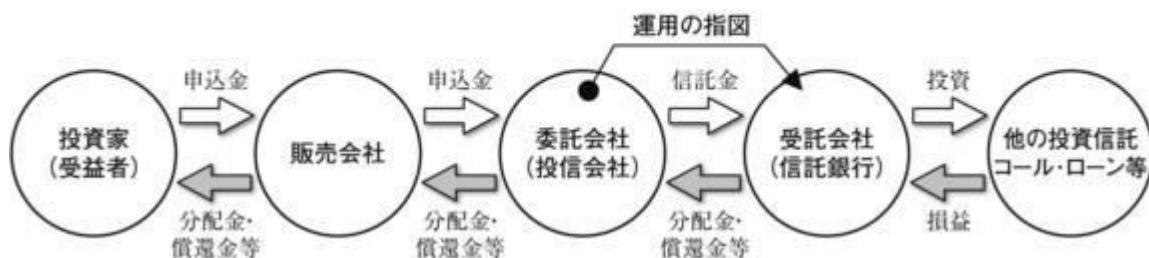
(ロ) 受託会社 「三菱UFJ信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(ハ) 販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

運営の仕組み



ロ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

2,000百万円（平成29年3月31日現在）

(ロ) 会社の沿革

昭和60年7月15日 三生投資顧問株式会社設立
 昭和62年2月20日 証券投資顧問業の登録
 昭和62年6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可
 平成11年1月1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
 平成11年2月5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
 平成12年1月27日 証券投資信託委託業の認可取得
 平成14年12月1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
 平成25年4月1日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併

(ハ) 大株主の状況

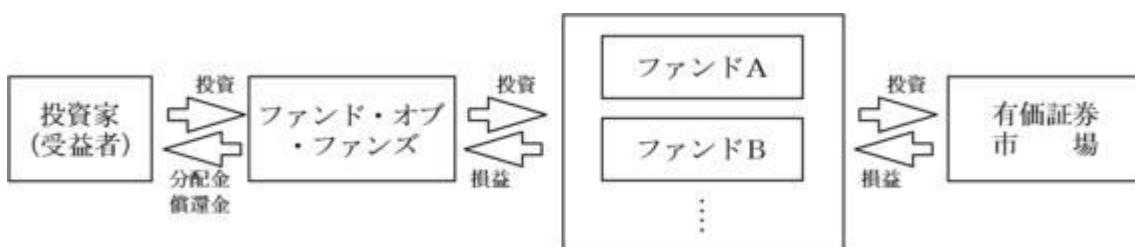
(平成29年3月31日現在)

名称	住所	所有 株式数	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	10,584	60.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	3,528	20.0
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	3,528	20.0

ハ ファンドの運用形態（ファンド・オブ・ファンズによる運用）

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組み入れることにより運用を行います（投資信託に投資する投資信託）。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

〔ファンド・オブ・ファンズによる運用〕



2 【投資方針】

（1）【投資方針】

「（1）投資方針」には、当ファンドと実質的な投資対象資産（日本を除くアジア各国・地域（オセアニア含む）のリート等）が同じで、取引対象通貨が異なるファンドの情報を合わせて説明している部分があります。

イ 基本方針

当ファンドは、投資信託への投資を通じて、主として日本を除くアジア各国・地域（オセアニアを含みます。）の取引所に上場している不動産投資信託に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

（イ）主として、「SMAM アジア・リート・サブ・トラスト（TRYクラス）」および「マネー・マーケット・マザーファンド」の受益証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

（ロ）「SMAM アジア・リート・サブ・トラスト（TRYクラス）」受益証券を通じて、主として、日本を除くアジア各国・地域（オセアニアを含みます。）の取引所に上場している不動産投資信託に投資します。同受益証券においては、為替取引等を活用することにより、原則としてトルコリラへのエクスポート・ジャマーを純資産総額のほぼ100%程度に維持することを目指します。

（ハ）「マネー・マーケット・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建の短期公社債および短期金融商品に投資します。

（ニ）原則として、「SMAM アジア・リート・サブ・トラスト（TRYクラス）」受益証券への投資比率は高位に保ちます。

（ホ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（ヘ）主要投資対象とするファンドは、下記の通りとします。ただし、運用状況等により変更となる場合があります。

a . SMAM アジア・リート・サブ・トラスト (TRYクラス)

投資運用会社	三井住友アセットマネジメント株式会社
主要運用対象	日本を除くアジア各国・地域の取引所に上場している不動産投資信託
運用の基本方針	日本を除くアジア各国・地域の取引所に上場している不動産投資信託に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指します。 オセアニア地域の取引所に上場している不動産投資信託にも投資を行います。 収益の成長性に加え、配当利回り等のバリュエーションに着目した運用を行います。 原則として、組入外貨建資産について、組入資産通貨売り米ドル買いの為替取引を行った上で（為替取引によるコストが発生します。）、米ドル売りトルコリラ買いの為替取引を行います。詳細については、後述の「ファンドの特色」をご参照ください。

b . マネー・マーケット・マザーファンド

委託会社	三井住友アセットマネジメント株式会社
主要運用対象	円貨建の短期公社債および短期金融商品
運用の基本方針	主として、円貨建の短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。

上記ファンドの詳細に関しては、後述の【参考情報：投資対象とする投資信託の概要】をご覧ください。

ファンドの特色

1

主として、日本を除くアジア各国・地域（オセアニアを含みます。）の取引所に上場している不動産投資信託（リート）を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。

- ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。
ファンド・オブ・ファンズにおいては、不動産投資信託等の有価証券に直接投資するのではなく、他の投資信託を組み入れることにより運用を行います。



リートとは

不動産投資信託のことで、英語のReal Estate Investment Trustの頭文字をつなげて「REIT（リート）」と呼ばれています。多くの投資者から資金を集め不動産に投資し、主にその賃料を基にした利益に応じて配当金を支払うしきみの商品です。

2

原則として、「トルコリラ」は米ドル売りトルコリラ買い、「ブラジルレアル」は米ドル売りブラジルレアル買いの為替取引を行います。

- アジア好利回リート・ファンド・トルコリラ
為替予約取引等を活用し、トルコリラ建ての資産を保有するのと同様の為替変動効果を目指します。
- アジア好利回リート・ファンド・ブラジルレアル
為替予約取引等を活用し、ブラジルレアル建ての資産を保有するのと同様の為替変動効果を目指します。

(注) 原則として組入外貨建資産について、組入資産通貨売り、米ドル買いの為替取引を行い（為替取引によるコストが発生します。）、その上で「トルコリラ」は米ドル売りトルコリラ買い、「ブラジルレアル」は米ドル売りブラジルレアル買いの為替取引を行います。

詳細については、「ファンドの為替の売買方法およびファンドの狙い等」をご参照ください。

3

毎月決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。

- 原則として毎月12日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。
- 分配金額は、委託会社が分配方針に基づき、基準価額水準、市況動向等を考慮し決定します。
ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

▶分配のイメージ

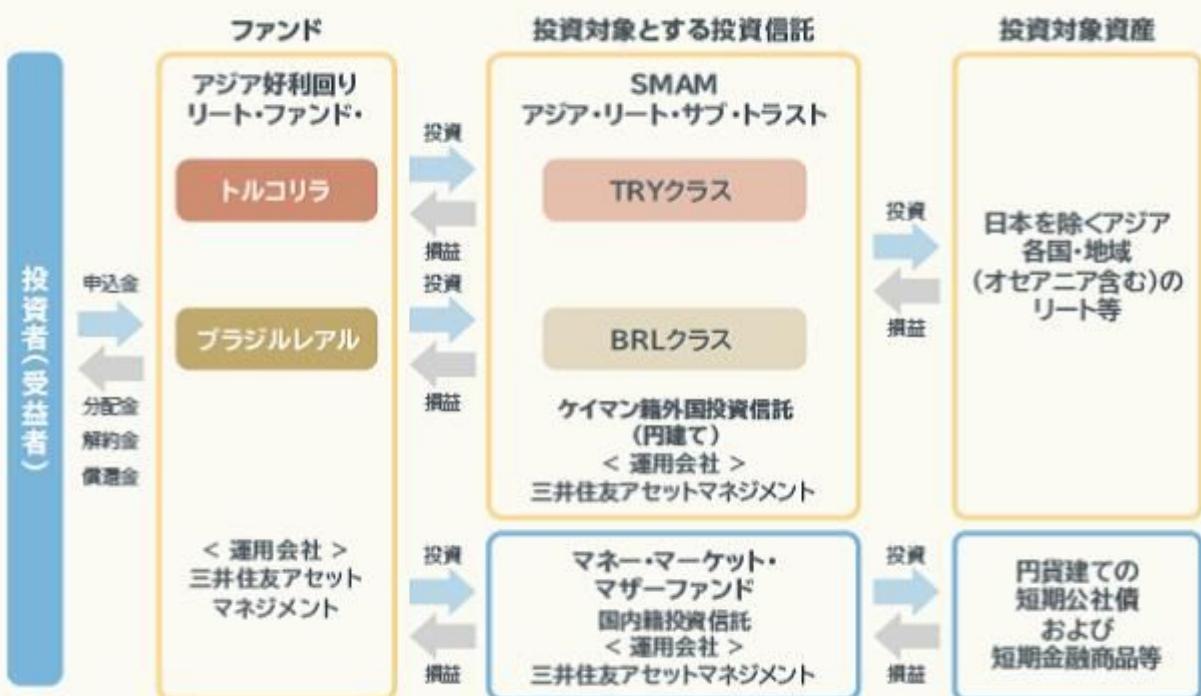


*上記は分配のイメージを示したものであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



※「SMAM アジア・リート・サブ・トラスト(TRYクラス) / (BRLクラス)」の組入比率を原則として高位に保ちます。
したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、日本を除くアジア各国・地域(オセアニアを含みます。)のリートとなります。

運用プロセス

Voice

運用担当者からのメッセージ

当ファンドのコンセプトは、高い経済成長を背景としたアジア不動産市場拡大の恩恵享受です。運用の過程で発掘した中小型アジアリートへの投資により相対的に高い利回りの配当を獲得しつつ、オセアニアリートを一定割合組み入れ流動性を補完するとともに、分散投資により安定した値動きを目指しています。不動産は景気(金利)に敏感な側面があり、リートは短期では価格がぶれやすいですが、インカムを積み上げるほど価格変動への抵抗力という大きな力を引き出せます。投資家の皆さんには、余剰資金による長期投資をお勧めしたいと考えております。

日本を除くアジア各国・地域(オセアニアを含む)のリート等

個別銘柄リスク分析



アナリストがリート銘柄の公表データを細かく収集・分析し、リスク分析を行います。

市場分析



投資環境について分析を行う会議を毎月実施し、ファンドマネージャーとアナリストで、国別配分など当ファンドのポートフォリオにどのように反映させるか話し合います。

ウォッチリスト作成



分析の結果を基に、各地域のリスクの高いリート銘柄を除外し、残った銘柄について、同一項目で比較が可能な「ウォッチリスト」を作成します。

銘柄評価



マトリクス図を使いながら組入候補リート銘柄の「成長性」「割安度」を相対的に評価し、魅力度の状況を共有します。

現地調査



運用チームが現地調査を行います。リート各社との直接面談により定性面を評価するとともに、建物およびその周辺状況などの確認により資産の将来性を把握し、今後の成長可能性を計ります。

ポートフォリオ構築



毎月ポートフォリオの構築について会議を実施します。ウォッチリスト、マトリクス図、定性評価シート等を基に総合的に議論したうえで、組入リート銘柄を決定します。

ポートフォリオ

*上記は、投資家の皆さんに当ファンドの運用プロセスについての理解を深めていただくため、使用している専門用語や運用関連のシステムをわかりやすい言葉で言い換えたり、省略している場合があります。

*上記は2017年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

アジア・オセアニアリート市場の動向

[各国・地域のリート指数の推移]



■ アジア・オセアニアのリート市場は、概ね堅調な推移となっています。今後も個人消費の拡大やオフィス需要の増加、国際物流拠点としての存在感の高まりが期待されており、リートの収益獲得機会はさらに広がっていくと考えられます。

(注1)データは2007年3月末～2017年3月末。
2007年3月末を100として指数化。

(注2)リート指数はS&P先進国REIT指数の各國・地域の指標(現地通貨ベース、トータルリターン)を使用。

(出所)FactSetのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

[アジア・オセアニアリート指数と配当利回りの推移]



■ アジア・オセアニアリートの価格が上昇する中、高水準の配当成長を背景に、リートの配当利回りの低下は限定的となっています。

(注1)データは2007年3月末～2017年3月末

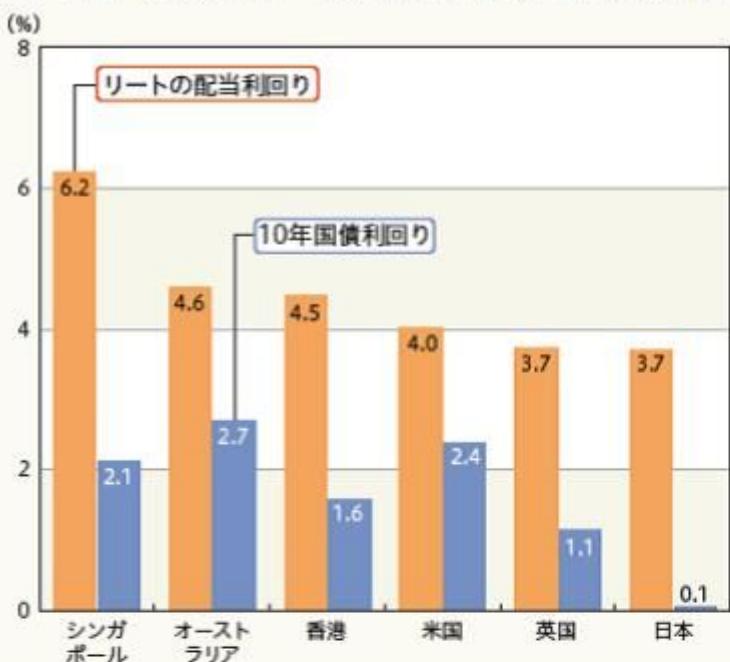
(注2)リート指数は2007年3月末を100として指数化。
S&Pアジア/パシフィックREIT指数(除く日本)
(現地通貨ベース、トータルリターン)を使用。

(出所)FactSetのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

*グラフ・データは過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

アジア・オセアニアリートの魅力的な利回り水準

[各国・地域のリートの配当利回りと国債利回り]



■ アジア・オセアニアリートの配当利回りは、世界的にみて相対的に魅力的な水準となっています。また、国債の利回りと比較しても、配当利回りは魅力的な水準にあります。

(注1)データは2017年3月末現在。
(注2)配当利回りはS&P先進国REIT指数の各國・地域の配当利回り。
(出所)FactSetのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

アジア各国・地域の通貨

[アジアの主要国・地域の為替相場(対円)の推移]



■ アジア各国・地域の為替政策については、自国通貨の安定を目的に、複数の外国通貨への連動を目指す通貨バスケット制や固定相場制の一環であるカレンシーソード制などの為替制度を採用するケースがあります。

(注)データは2007年3月末～2017年3月末。
2007年3月末を100として指数化。
(出所)Bloombergのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※グラフ・データは過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

ファンドにおける3つの収益源

A ▶ 投資対象資産(不動産投資信託(リート))の価格変動

■日本を除くアジア各国・地域(オセアニアを含みます。)の取引所に上場している不動産投資信託等を実質的な主要投資対象として、配当収入の確保と価格変動による値上がり益の獲得を目指します。ただし、投資対象とする不動産投資信託等からの配当収入が減少したり、価格変動によって値下がり損が発生することもあります。

不動産投資信託は、Real Estate Investment Trustを略してREIT(リート)とも呼ばれています。投資者から資金を集め、主に賃料収入が得られる不動産(オフィスビル、商業施設、賃貸マンション等)に投資を行います。それを維持・管理しながら必要に応じて買替え等も行い、そこから得られた賃料収入や不動産の売却益等を投資者に配当する仕組みとなっています。

投資者は小口化された投資口を購入し、口数に応じて配当等を受け取ることができます。投資口は通常、取引所に上場しており、比較的容易に売買することができます。

- ①② リート投資は、少額の資金で複数の不動産物件への投資を可能にします。投資地域の分散やテナントの分散によるリスク軽減を図ることが可能となります。

- ② リートは一般的に複数の不動産物件に投資します。

多数の投資者



- ① 投資等
④ 配当等

投資対象不動産物件



- ② 取得・管理運営・売却
③ 賃料等

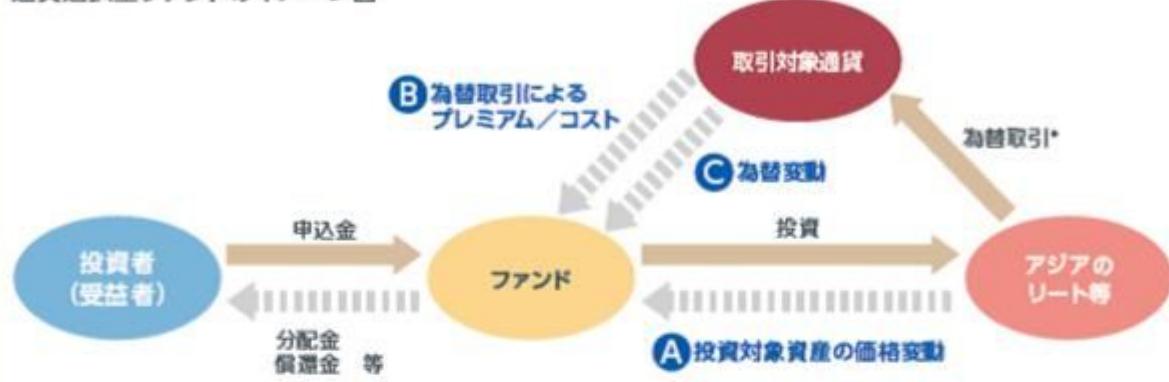
- ③④ リートでは、各不動産から得られる賃料を中心とする収入から、リートの運営に必要な経費等を差し引き、残った利益のほとんど(日本では90%超)を投資者に配当します。

*上記は、リートの仕組みについてのイメージ図です。リートの制度は国によって異なります。

通貨選択型ファンドの収益イメージ

■通貨選択型のファンドは、株式や債券等といった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるよう設計されたファンドです。

通貨選択型ファンドのイメージ図



*上記は、通貨選択型ファンドのイメージ図です。実際の運用は、ファンド・オブ・ファンズ方式により、外国投資信託を通じて行います。
＊原則として組入外貨建資産について、組入資産通貨売り、米ドル買いの為替取引を行い(為替取引によるコストが発生します。)、その上で米ドル売り、取引対象通貨買いの為替取引を行います。詳細については、「ファンドの為替の売買方法およびファンドの狙い等」をご参照ください。また、取引対象通貨が円以外の場合には、該当取引対象通貨の対円での為替変動リスクが発生することにご留意ください。

■通貨選択型ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。

これらの収益源には、リターンに相応したリスクがあります。下表の「損失やコストが発生するケース」をよくご確認ください。

A 収益の源泉 投資対象資産 (不動産投資信託(リート)) の価格変動	B 為替取引による プレミアム／コスト	C 為替 差益／差損
アジア 好利回り リート・ ファンド・ トルコリラ ブラジル レアル	収益を 得られる ケース 投資対象資産の 値上がり等	プレミアム(金利差相当分の収益)の 発生 取引対象通貨の 短期金利 > 米ドルの 短期金利 コスト(金利差相当分の費用)の 発生 取引対象通貨の 短期金利 < 米ドルの 短期金利
	損失やコストが 発生する ケース 投資対象資産の 値下がり等	為替差益の 発生 取引対象通貨に対して 円安 為替差損の 発生 取引対象通貨に対して 円高

※市況動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。

為替取引によるプレミアム／コストについて

■為替取引によるプレミアム（米ドルと取引対象通貨の短期金利差に相当する収益）の獲得を追求します。



*上記は為替取引によるプレミアム／コストについて理解を深めていただくためのイメージです。

▶変動する短期金利差

■為替取引によるプレミアム／コストの水準は、短期金利の変化により影響を受けるため、拡大することもあれば、縮小することもあります。さらに、将来、短期金利が逆転し、為替取引によるプレミアムが為替取引によるコストとなる可能性があります。

[各通貨と米ドルの短期金利差の推移]



(注1)データは2012年3月末～2017年3月末。

(注2)為替取引によるプレミアム／コストは、トルコリラは1ヶ月TRLIBOR、ブラジルレアルはブラジルレアルスワップレート(1ヶ月)、米ドルは1ヶ月LIBORを使用して算出。

(出所)Bloombergのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

*為替取引によるプレミアム／コストは、あくまで簡便法（取引対象通貨の短期金利－米ドルの短期金利）によるものです。実際の為替取引によるプレミアム／コストの値とは異なります。また、上記は過去の実績に基づくシミュレーションであり、将来の為替取引によるプレミアム／コストおよび運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。手数料、信託報酬および税金等は考慮されていません。また、投資環境の変化によっては、当該為替取引によるコストが発生する場合があります。

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(イ) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. 約束手形
3. 金銭債権

(ロ) 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

1. 為替手形

□ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として、マネー・マーケット・マザーファンドの受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. ケイマン籍外国投資信託「SMAM アジア・リート・サブ・トラスト（TRYクラス）」受益証券
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の性質を有するもの
4. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、第4号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

主要投資対象となるファンドの名称、運用会社、主要運用対象、運用の基本方針に関しましては、上記「（1）投資方針」の記載をご覧ください。

（3）【運用体制】

イ 運用体制

当ファンドの運用は、次のプロセスに基づいて行われます。

(イ) 計画(Plan)

国内外のエコノミスト、アナリスト、ファンドマネージャーが、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

これを元に、担当運用グループは投資政策委員会にて、運用方針を決定し月次運用計画を策定します。

(ロ) 実行(Do)

担当運用グループは、月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオの構築、およびポートフォリオ管理の一環として日々のリスクモニタリングを行います。

売買執行については、組織的に分離されたトレーディング部が、最良と思われる手法をもって売買を執行します。

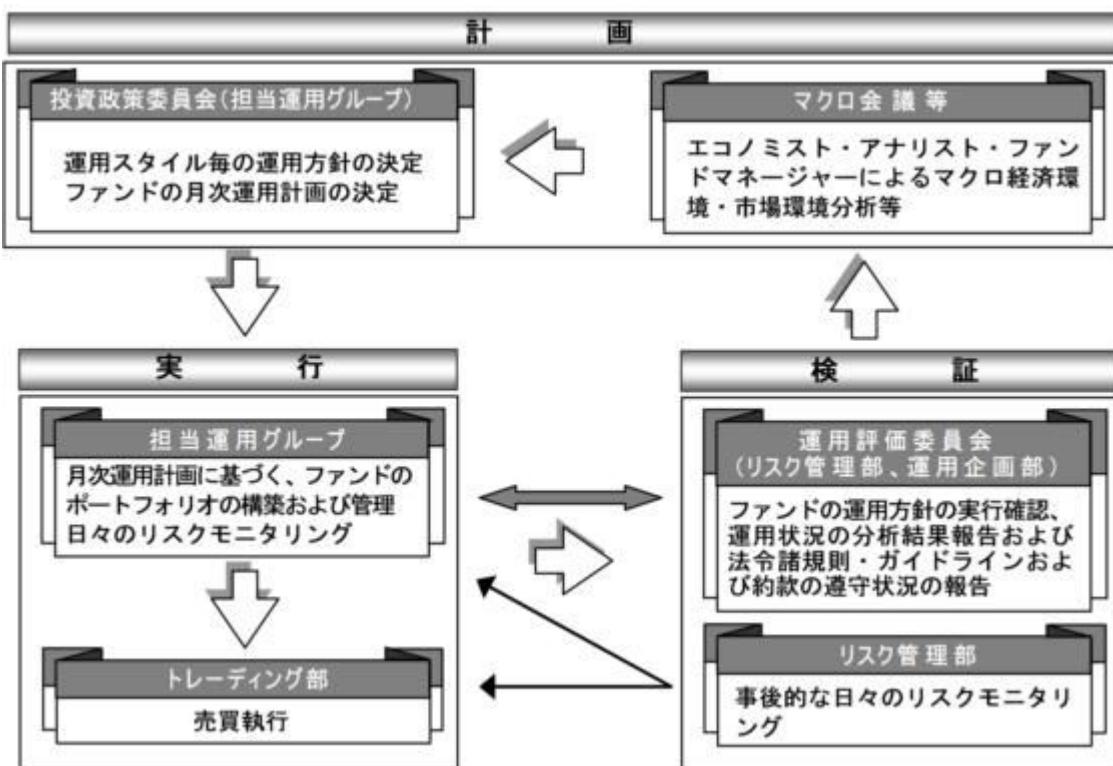
(ハ) 検証(Check)

運用部門から組織的に分離されたリスク管理部が、約款の遵守状況等、ファンドの運営状況を

日々モニタリングし、抵触があった場合直ちに担当運用グループへ状況確認がなされます。担当運用グループは対応結果をリスク管理部へ報告します。

運用評価委員会では、ファンドの運用方針の実行状況、運用状況の分析結果を確認します。また、運用の分析、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款の遵守状況についても報告されます。

【ファンドの運用体制】



リスク管理部は12名程度、運用企画部は8名程度で構成されています。

ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

□ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めていきます。

（4）【分配方針】

毎月決算（原則として毎月12日。休業日の場合は翌営業日）を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- イ 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ロ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ハ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

ファンドは計算期間中の基準価額の変動にかかわらず継続的な分配を目指します。このため、計算期間中の基準価額の上昇分を上回る分配を行う場合があります。分配金額は運用状況等により変動することがあります。

(5) 【投資制限】

ファンドの信託約款に基づく投資制限

- イ 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ロ 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限ります。
- ハ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 二 資金の借入れ
- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

法令に基づく投資制限

- イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）
委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。
- ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）
委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕

SMAM アジア・リート・サブ・トラスト (TRYクラス)

形態	ケイマン籍外国投資信託（円建て）
主要運用対象	日本を除くアジア各国・地域の取引所に上場している不動産投資信託

運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 日本を除くアジア各国・地域の取引所に上場している不動産投資信託に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指します。 オセアニア地域の取引所に上場している不動産投資信託にも投資を行います。 収益の成長性に加え、配当利回り等のバリュエーションに着目した運用を行います。 原則として、組入外貨建資産について、組入資産通貨売り米ドル買いの為替取引を行った上で（為替取引によるコストが発生します。）、米ドル売りトルコリラ買いの為替取引を行います。詳細については、前記「（1）投資方針 ファンドの特色」をご参照ください。
ベンチマーク	ありません。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> 有価証券の空売りは純資産総額の範囲内で行います。 純資産総額の10%を超える借入れを行いません。
決算日	毎年2月の最終営業日
分配方針	毎月28日（休業日の場合は前営業日）に分配を行う方針です。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.7%（管理報酬等を含みます。）
その他の費用	ファンドの設立・開示に関する費用等（監査報酬、弁護士報酬等）がかかります。
信託財産留保額	解約時に0.3%
申込手数料	ありません。
投資運用会社	三井住友アセットマネジメント株式会社

マネー・マーケット・マザーファンド

形態	日本籍契約型投資信託（円建て）
主要運用対象	円貨建の短期公社債および短期金融商品
運用の基本方針	円貨建の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象として、安定した収益の確保を目指します。
ベンチマーク	ありません。
決算日	原則として毎年3月1日
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への投資は行いません。
信託報酬	ありません。
信託財産留保額	設定・解約時に0.005%
申込手数料	ありません。
委託会社	三井住友アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、投資信託を組み入れることにより運用を行います。当ファンドが組み入れる投資信託は、主として海外の不動産投資信託を投資対象としており、その価格は、保有する不動産投資信託の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。当ファンドが組み入れる投資信託の価格の変動により、当ファンドの基準価額も上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものではありません。また、当ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険、貯金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。

当ファンドが有するリスク等（他の投資信託の組入れを通じた実質的なリスク等となります。）

	販売会社	年0.75%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内のファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年0.03%	ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
上記の各支払先の料率には別途消費税等相当額がかかります。			
投資対象とする 投資信託		年0.7%程度	
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して年1.8124%（税抜き1.73%）程度		

(4)【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.00756%（税抜き0.007%）以内の率を乗じて得た金額が信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。
- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

上記ロ、ハにかかる費用に関しては、その時々の取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

上記（1）～（4）にかかる手数料等および他の投資信託（ファンド）の組入れを通じて間接的に負担する手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的な金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

(5)【課税上の取扱い】

- イ 個別元本について
 - (イ) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
 - (ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行つど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
 - (ハ) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参

照。)

□ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

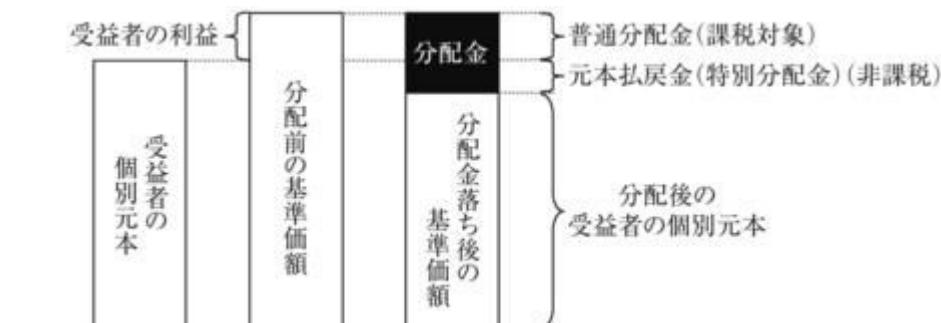
八 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記 、 の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

二 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

. 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

. 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等、他の上場株式等にかかる譲渡益および配当等との通算が可能です。

(ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、当ファンドは、配当控除の適用はありません。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で、新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。NISA、ジュニアNISAのご利用には、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合

外貨建資産への直接投資は行いません。

非株式割合に関する制限はありません（約款規定なし）。

上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、平成29年3月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

アジア好利回りリート・ファンド・トルコリラ

平成29年 3月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,640,313,951	92.64
親投資信託受益証券	日本	100,290	0.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		130,271,495	7.35
合計(純資産総額)		1,770,685,736	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいいます。以下同じ。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

アジア好利回りリート・ファンド・トルコリラ

イ 主要投資銘柄

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	SMAM アジア・リート・サブ・トラスト (TRYクラス)	1,600,150,182	0.9992	1,598,940,118	1.0251	1,640,313,951	92.64
日本	親投資信託受 益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	99,971	1.0032	100,290	1.0032	100,290	0.01

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別の投資比率

平成29年 3月31日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	92.64
親投資信託受益証券	0.01
合計	92.64

【投資不動産物件】

アジア好利回りリート・ファンド・トルコリラ

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なも】

アジア好利回りリート・ファンド・トルコリラ

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

アジア好利回りリート・ファンド・トルコリラ

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)

特定1期	(平成24年 3月12日)	86,506,395	94,390,014	11,625	12,425
特定2期	(平成24年 9月12日)	526,039,333	553,664,183	12,026	13,116
特定3期	(平成25年 3月12日)	2,407,470,464	2,518,135,207	15,737	16,777
特定4期	(平成25年 9月12日)	1,776,027,651	2,236,199,936	10,834	13,994
特定5期	(平成26年 3月12日)	1,779,538,911	1,995,498,614	9,553	10,753
特定6期	(平成26年 9月12日)	5,757,994,894	6,173,870,266	10,378	11,578
特定7期	(平成27年 3月12日)	7,063,491,146	7,868,261,976	9,896	11,096
特定8期	(平成27年 9月14日)	5,585,418,121	6,456,724,028	7,101	8,221
特定9期	(平成28年 3月14日)	4,086,316,563	4,552,708,293	7,382	8,102
特定10期	(平成28年 9月12日)	2,530,359,044	2,851,405,903	6,812	7,532
特定11期	(平成29年 3月13日)	1,703,393,735	1,940,241,812	5,359	6,079
	平成28年 3月末日	4,025,459,846		7,547	
	4月末日	3,727,898,561		7,537	
	5月末日	3,301,087,446		7,068	
	6月末日	3,082,578,680		6,985	
	7月末日	2,908,330,775		7,132	
	8月末日	2,637,799,796		7,001	
	9月末日	2,436,704,021		6,710	
	10月末日	2,149,013,991		6,294	
	11月末日	1,908,871,717		5,873	
	12月末日	1,870,416,594		5,821	
	平成29年 1月末日	1,715,581,655		5,336	
	2月末日	1,779,173,495		5,607	
	3月末日	1,770,685,736		5,538	

【分配の推移】

アジア好利回りリート・ファンド・トルコリラ

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
特定1期	平成23年 9月30日～平成24年 3月12日	800
特定2期	平成24年 3月13日～平成24年 9月12日	1,090
特定3期	平成24年 9月13日～平成25年 3月12日	1,040
特定4期	平成25年 3月13日～平成25年 9月12日	3,160
特定5期	平成25年 9月13日～平成26年 3月12日	1,200
特定6期	平成26年 3月13日～平成26年 9月12日	1,200
特定7期	平成26年 9月13日～平成27年 3月12日	1,200
特定8期	平成27年 3月13日～平成27年 9月14日	1,120
特定9期	平成27年 9月15日～平成28年 3月14日	720
特定10期	平成28年 3月15日～平成28年 9月12日	720
特定11期	平成28年 9月13日～平成29年 3月13日	720

【収益率の推移】

アジア好利回りリート・ファンド・トルコリラ

	収益率(%)
特定1期	24.3
特定2期	12.8
特定3期	39.5
特定4期	11.1
特定5期	0.7
特定6期	21.2
特定7期	6.9
特定8期	16.9
特定9期	14.1
特定10期	2.0
特定11期	10.8

(注) 収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをおきます。

(4) 【設定及び解約の実績】

アジア好利回りリート・ファンド・トルコリラ

	設定口数(口)	解約口数(口)
特定1期	160,357,190	85,940,000
特定2期	483,426,902	120,432,740
特定3期	1,689,025,412	596,598,624
特定4期	1,329,158,953	1,219,729,227
特定5期	680,763,868	457,195,394
特定6期	4,407,675,166	722,379,113
特定7期	3,626,579,059	2,036,855,763
特定8期	2,241,322,310	1,513,280,619
特定9期	181,996,607	2,512,014,745
特定10期	101,462,671	1,922,956,238
特定11期	369,571,442	905,213,861

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

(参考)

(1) 投資状況

マナー・マーケット・マザーファンド

平成29年 3月31日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
特殊債券	日本	90,702,810	65.93
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		46,865,257	34.07
合計(純資産総額)		137,568,067	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

SMAM アジア・リート・サブ・トラスト

「SMAM アジア・リート・サブ・トラスト (TRYクラス)」をシェアクラスとして含む「SMAM アジア・リート・サブ・トラスト」の有価証券の上位30銘柄は以下の通りです。

平成29年3月30日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	評価額 (単価) (円)	評価額 (金額) (円)	投資 比率 (%)
香港	投資証券	LINK REIT	24,241,500	776.98	18,835,273,846	9.68
シンガポール	投資証券	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	71,800,984	201.19	14,445,873,132	7.43
シンガポール	投資証券	CAPITALAND MALL TRUST	77,962,800	156.48	12,199,902,480	6.27
オーストラリア	投資証券	SCENTRE GROUP	29,420,503	374.09	11,005,799,585	5.66
オーストラリア	投資証券	STOCKLAND	27,212,598	402.27	10,946,828,374	5.63
オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	15,177,332	677.28	10,279,358,618	5.29
シンガポール	投資証券	MAPLETREE COMMERCIAL TRUST	76,029,163	121.35	9,226,493,007	4.74
オーストラリア	投資証券	MIRVAC GROUP	41,687,832	189.61	7,904,232,028	4.06
シンガポール	投資証券	FORTUNE REIT	56,481,000	123.89	6,997,311,240	3.60
オーストラリア	投資証券	DEXUS PROPERTY GROUP	6,805,991	847.25	5,766,342,557	2.96
シンガポール	投資証券	KEPPEL DC REIT	53,256,596	95.81	5,102,317,853	2.62
オーストラリア	投資証券	GPT GROUP	11,155,000	444.12	4,954,163,260	2.55
香港	投資証券	CHAMPION REIT	70,390,000	68.60	4,829,022,018	2.48
シンガポール	投資証券	MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	33,535,300	142.51	4,779,178,767	2.46
香港	投資証券	YUEXIU REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	69,710,000	65.74	4,582,689,949	2.36
オーストラリア	投資証券	INVESTA OFFICE FUND	10,326,585	413.37	4,268,737,820	2.19
シンガポール	投資証券	CAPITALAND COMMERCIAL TRUST	33,697,000	124.55	4,196,900,720	2.16
オーストラリア	投資証券	CHARTER HALL GROUP	8,241,802	480.85	3,963,035,546	2.04
シンガポール	投資証券	FRASERS CENTREPOINT TRUST	23,573,500	168.46	3,971,178,263	2.04
シンガポール	投資証券	STARHILLGLOBAL REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	59,329,700	60.28	3,576,283,702	1.84
シンガポール	投資証券	FRASERS LOGISTICS & INDUSTRI	43,001,000	78.24	3,364,476,433	1.73
オーストラリア	投資証券	VICINITY CENTRES	12,495,652	245.97	3,073,610,319	1.58
シンガポール	投資証券	LIPPO MALLS INDONESIA RETAIL	94,436,900	31.14	2,940,486,494	1.51

シンガポール	投資証券	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	32,983,700	87.02	2,870,375,598	1.48
シンガポール	投資証券	MAPLETREE GREATER CHINA COMM	34,956,000	81.04	2,832,700,326	1.46
シンガポール	投資証券	SUNTEC REIT	18,501,700	142.91	2,644,097,864	1.36
シンガポール	投資証券	FIRST REAL ESTATE INVT TRUST	19,834,000	105.39	2,090,244,550	1.07
香港	投資証券	SUNLIGHT REAL ESTATE INVESTMENT	30,354,000	65.45	1,986,757,389	1.02
シンガポール	投資証券	FRASERS COMMERCIAL TRUST	18,645,500	101.79	1,898,003,803	0.98
マレーシア	投資証券	SUNWAY REAL ESTATE INVESTMENT	40,950,200	43.30	1,773,326,505	0.91

(注1) 国 / 地域は、上場市場国基準にて表示しております。

(注2) 投資比率は、SMAM アジア・リート・サブ・トラストの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

マナー・マーケット・マザーファンド

イ 主要投資銘柄

平成29年 3月31日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	特殊債券	第874回政府保証公営企業債券	40,000,000	100.23	40,093,200	100.08	40,035,200	1.700	2017/4/19	29.10
日本	特殊債券	第882回政府保証公営企業債券	17,000,000	101.59	17,271,490	101.43	17,244,290	1.600	2018/2/19	12.54
日本	特殊債券	第880回政府保証公営企業債券	17,000,000	101.24	17,212,160	101.08	17,184,280	1.700	2017/11/17	12.49
日本	特殊債券	第56回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	16,000,000	101.63	16,262,080	101.49	16,239,040	1.400	2018/4/20	11.80

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別の投資比率

平成29年 3月31日現在

種類	投資比率(%)
特殊債券	65.93
合計	65.93

投資不動産物件

マナー・マーケット・マザーファンド

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

マナー・マーケット・マザーファンド

該当事項はありません。

参考情報

* ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
* 委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



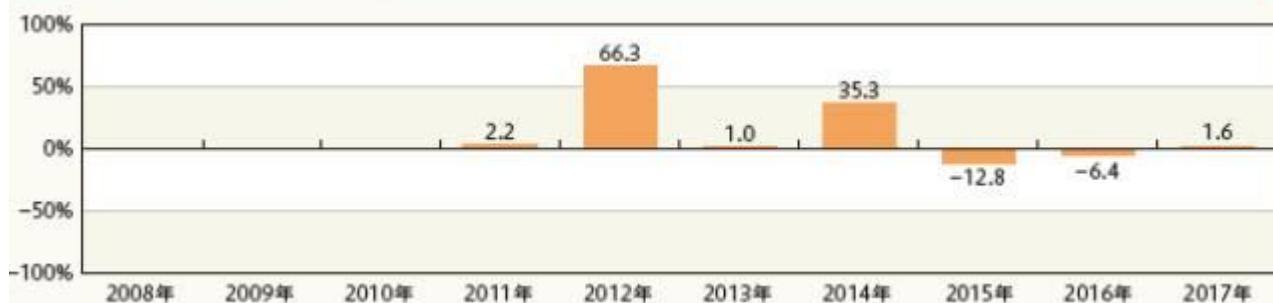
分配の推移

決算期	分配金
2017年 3月	120円
2017年 2月	120円
2017年 1月	120円
2016年12月	120円
2016年11月	120円
直近1年間累計	1,440円
設定来累計	12,970円

* 分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

* 分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した額です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



* ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。したがって、ファンドの収益率は実際の投資家利回りとは異なります。

* 2011年のファンドの収益率は、ファンドの設定日(2011年9月30日)から年末までの騰落率を表示しています。

* 2017年のファンドの収益率は、年初から2017年3月31日までの騰落率を表示しています。

* ファンドにはベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

イ 申込方法

(イ) ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

販売会社によっては、「スイッチング」(ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買い付けること)による当ファンドの取得申込みを取り扱う場合があります。お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

(ロ) 原則として午後3時までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるとき

は、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

(ハ) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

ファンドのお買付けに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

(二) 申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日がシンガポールの取引所の休業日、香港の取引所の休業日、オーストラリアの取引所の休業日、シンガポールの銀行の休業日、香港の銀行の休業日、メルボルンの銀行の休業日、ニューヨークの銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、当ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

□ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ 申込手数料

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額 × 申込口数）に、3.78%（税抜き3.5%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

申込手数料、申込単位の詳細についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額 × 申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2 【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、シンガポールの取引所の休業日、香港の取引所の休業日、オーストラリアの取引所の休業日、シンガポールの銀行の休業日、香港の銀行の休業日、メルボルンの銀行の休業日、ニューヨークの銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、解約請求の受け付けは行いません。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会

社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(0.3%)を差し引いた価額となります。

一部解約価額は、委託会社の営業日において日々算出されますので、委託会社（電話：0120-88-2976）にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせします。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「ア好リートリ」として掲載されます。委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

(2) 【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成23年9月30日から平成30年9月12日まで、もしくは下記「(5)その他イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

(4) 【計算期間】

毎月13日から翌月12日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

イ 信託の終了

(イ) 信託契約の解約

- a . 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b . 委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなったときは、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c . 委託会社は、上記aの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- d . 書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e . 書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- f . 上記c～eまでの取扱いは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c～eまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

(ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間ににおいて存続します。

(二) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a . 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。
- b . 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c . 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、

信託を終了させます。

口 収益分配金、償還金の支払い

(イ) 収益分配金

- a . 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b . 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後 1 カ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(ロ) 償還金

償還金は、信託終了後 1 カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して 5 営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ハ 信託約款の変更等

(イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託会社は、上記(イ)の事項（変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、当ファンドの知り得ている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(ハ) 上記(ロ)の書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知り得ている受益者が議決権を行使しないときは、当該知り得ている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(ニ) 書面決議は議決権行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います（書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。）。

(ホ) 上記(ロ)から(ニ)までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(ヘ) 上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

二 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部解約

をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の3カ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は6カ月（原則として3月、9月の各決算時までの期間）毎に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページで閲覧できます。

4 【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権

利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

八 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

二 書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または、重大な信託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行使することができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6カ月末満であるため、財務諸表は6カ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、特定11期(平成28年9月13日から平成29年3月13日まで)の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【アジア好利回りリート・ファンド・トルコリラ】

(1) 【貸借対照表】

(単位 : 円)

	特定10期 (平成28年 9月12日現在)	特定11期 (平成29年 3月13日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	84,743,416	-
コール・ローン	-	175,730,041
投資信託受益証券	2,458,682,196	1,573,940,118
親投資信託受益証券	100,350	100,290
未収入金	49,850,000	-
流動資産合計	2,593,375,962	1,749,770,449
資産合計	2,593,375,962	1,749,770,449
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	44,572,628	38,144,919
未払解約金	15,903,576	6,710,905
未払受託者報酬	73,410	43,944
未払委託者報酬	2,446,958	1,464,813
未払利息	-	452
その他未払費用	20,346	11,681
流動負債合計	63,016,918	46,376,714
負債合計	63,016,918	46,376,714
純資産の部		
元本等		
元本	3,714,385,675	3,178,743,256
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金()	1,184,026,631	1,475,349,521
元本等合計	2,530,359,044	1,703,393,735
純資産合計	2,530,359,044	1,703,393,735
負債純資産合計	2,593,375,962	1,749,770,449

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位 : 円)

	特定10期 自 平成28年 3月15日 至 平成28年 9月12日	特定11期 自 平成28年 9月13日 至 平成29年 3月13日
営業収益		
受取配当金	253,499,908	138,178,652
有価証券売買等損益	175,703,782	386,302,138
営業収益合計	<u>77,796,126</u>	<u>248,123,486</u>
営業費用		
支払利息	24,196	32,498
受託者報酬	529,068	320,855
委託者報酬	17,635,502	10,695,117
その他費用	<u>146,736</u>	<u>93,630</u>
営業費用合計	<u>18,335,502</u>	<u>11,142,100</u>
営業利益又は営業損失()	<u>59,460,624</u>	<u>259,265,586</u>
経常利益又は経常損失()	<u>59,460,624</u>	<u>259,265,586</u>
当期純利益又は当期純損失()	<u>59,460,624</u>	<u>259,265,586</u>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	9,098,022	4,611,288
期首剩余金又は期首次損金()	1,449,562,679	1,184,026,631
剩余金増加額又は欠損金減少額	565,944,011	359,991,538
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	565,944,011	359,991,538
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剩余金減少額又は欠損金増加額	29,723,706	159,812,053
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	29,723,706	159,812,053
分配金	<u>321,046,859</u>	<u>236,848,077</u>
期末剩余金又は期末欠損金()	<u>1,184,026,631</u>	<u>1,475,349,521</u>

(3) 【注記表】
(重要な会計方針の注記)

項目	特定11期 自 平成28年 9月13日 至 平成29年 3月13日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的な事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>計算期間の取扱い 当特定期間は当期末が休日のため、平成28年 9月13日から平成29年 3月13日までとなっております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	特定10期 (平成28年 9月12日現在)	特定11期 (平成29年 3月13日現在)
1. 当特定期間の末日ににおける受益権の総数	3,714,385,675口	3,178,743,256口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 1,184,026,631円	元本の欠損 1,475,349,521円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.6812円 (10,000口当たりの純資産額 6,812円)	1口当たり純資産額 0.5359円 (10,000口当たりの純資産額 5,359円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	特定10期 自 平成28年 3月15日 至 平成28年 9月12日	特定11期 自 平成28年 9月13日 至 平成29年 3月13日
分配金の計算過程	<p>(自 平成28年 3月15日 至 平成28年 4月12日)</p> <p>第55計算期間末における費用控除後の配当等収益(49,458,346円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,397,033,379円)、および分配準備積立金(287,548,037円)より、分配対象収益は1,734,039,762円(1万口当たり3,321.47円)であり、うち62,648,245円(1万口当たり120円)を分配金額としております。</p> <p>(自 平成28年 4月13日 至 平成28年 5月12日)</p> <p>第56計算期間末における費用控除後の配当等収益(45,679,562円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,298,910,821円)、および分配準備積立金(269,050,390円)より、分配対象収益は1,613,640,773円(1万口当たり3,295.79円)であり、うち58,752,611円(1万口当たり120円)を分配金額としております。</p> <p>(自 平成28年 5月13日 至 平成28年 6月13日)</p> <p>第57計算期間末における費用控除後の配当等収益(44,094,950円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,215,346,346円)、および分配準備積立金(253,609,799円)より、分配対象収益は1,513,051,095円(1万口当たり3,272.30円)であり、うち55,485,636円(1万口当たり120円)を分配金額としております。</p> <p>(自 平成28年 6月14日 至 平成28年 7月12日)</p> <p>第58計算期間末における費用控除後の配当等収益(40,639,144円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,123,021,216円)、および分配準備積立金(234,983,945円)より、分配対象収益は1,398,644,305円(1万口当たり3,248.08円)であり、うち51,672,424円(1万口当たり120円)を分配金額としております。</p>	<p>(自 平成28年 9月13日 至 平成28年10月12日)</p> <p>第61計算期間末における費用控除後の配当等収益(24,977,085円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(892,506,508円)、および分配準備積立金(194,173,868円)より、分配対象収益は1,111,657,461円(1万口当たり3,097.23円)であり、うち43,070,244円(1万口当たり120円)を分配金額としております。</p> <p>(自 平成28年10月13日 至 平成28年11月14日)</p> <p>第62計算期間末における費用控除後の配当等収益(23,097,275円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(815,217,510円)、および分配準備積立金(179,838,057円)より、分配対象収益は1,018,152,842円(1万口当たり3,047.88円)であり、うち40,086,255円(1万口当たり120円)を分配金額としております。</p> <p>(自 平成28年11月15日 至 平成28年12月12日)</p> <p>第63計算期間末における費用控除後の配当等収益(22,110,953円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(771,642,659円)、および分配準備積立金(172,575,037円)より、分配対象収益は966,328,649円(1万口当たり2,997.24円)であり、うち38,688,624円(1万口当たり120円)を分配金額としております。</p> <p>(自 平成28年12月13日 至 平成29年 1月12日)</p> <p>第64計算期間末における費用控除後の配当等収益(20,377,118円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(759,775,495円)、および分配準備積立金(166,213,029円)より、分配対象収益は946,365,642円(1万口当たり2,941.37円)であり、うち38,609,002円(1万口当たり120円)を分配金額としております。</p>

項目	特定10期 自 平成28年 3月15日 至 平成28年 9月12日	特定11期 自 平成28年 9月13日 至 平成29年 3月13日
	<p>(自 平成28年 7月13日 至 平成28年 8月12日)</p> <p>第59計算期間末における費用控除後の配当等収益(26,692,184円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,031,246,195円)、および分配準備積立金(218,384,055円)より、分配対象収益は1,276,322,434円(1万口当たり3,196.44円)であり、うち47,915,315円(1万口当たり120円)を分配金額としてあります。</p> <p>(自 平成28年 8月13日 至 平成28年 9月12日)</p> <p>第60計算期間末における費用控除後の配当等収益(25,606,885円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(941,179,057円)、および分配準備積立金(202,107,875円)より、分配対象収益は1,168,893,817円(1万口当たり3,146.92円)であり、うち44,572,628円(1万口当たり120円)を分配金額としてあります。</p>	<p>(自 平成29年 1月13日 至 平成29年 2月13日)</p> <p>第65計算期間末における費用控除後の配当等収益(21,474,230円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(741,753,445円)、および分配準備積立金(157,895,908円)より、分配対象収益は921,123,583円(1万口当たり2,889.86円)であり、うち38,249,033円(1万口当たり120円)を分配金額としてあります。</p> <p>(自 平成29年 2月14日 至 平成29年 3月13日)</p> <p>第66計算期間末における費用控除後の配当等収益(15,526,277円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(726,508,314円)、および分配準備積立金(154,179,337円)より、分配対象収益は896,213,928円(1万口当たり2,819.39円)であり、うち38,144,919円(1万口当たり120円)を分配金額としてあります。</p>

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項目	特定11期 自 平成28年 9月13日 至 平成29年 3月13日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券</p> <p>当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当定期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引</p> <p>当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク</p>

項 目	特定11期 自 平成28年 9月13日 至 平成29年 3月13日
	有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3 . 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループには是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4 . 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的な事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	特定11期 (平成29年 3月13日現在)
1 . 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

項 目	特定11期 (平成29年 3月13日現在)
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

特定10期（自 平成28年 3月15日 至 平成28年 9月12日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	11,826,470円
親投資信託受益証券	10円
合計	11,826,480円

特定11期（自 平成28年 9月13日 至 平成29年 3月13日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	17,649,309円
親投資信託受益証券	- 円
合計	17,649,309円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

特定11期 自 平成28年 9月13日 至 平成29年 3月13日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項目	特定10期 (平成28年 9月12日現在)	特定11期 (平成29年 3月13日現在)
期首元本額	5,535,879,242円	3,714,385,675円
期中追加設定元本額	101,462,671円	369,571,442円
期中一部解約元本額	1,922,956,238円	905,213,861円

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	SMAM アジア・リート・サブ・トラスト (TRYクラス)	1,575,831,116	1,573,940,118	
投資信託受益証券合計		1,575,831,116	1,573,940,118	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	99,971	100,290	
親投資信託受益証券合計		99,971	100,290	
合計			1,574,040,408	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

アジア好利回りリート・ファンド・トルコリラは、「SMAM アジア・リート・サブ・トラスト (TRYクラス)」および「マネー・マーケット・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」はすべて該当ファンドの受益証券であり、「親投資信託受益証券」はすべて該当マザーファンドの受益証券です。

「SMAM アジア・リート・サブ・トラスト (TRYクラス)」は、「SMAM アジア・リート・サブ・トラスト」のシェアクラスの1つです。

以下に記載した状況は監査の対象外です。

SMAM アジア・リート・サブ・トラスト

SMAM アジア・リート・サブ・トラストは、ケイマン籍の外国投資信託で、現地での監査を受けておりま

す。

なお、以下の財務諸表は、入手しうる直近の現地監査済み財務諸表を委託会社において抜粋して翻訳したもの

財政状態計算書(2016年2月29日現在)

(単位：円)

資産

流動資産

損益を通じて公正価値で測定する金融資産	270,598,400,714
現金および現金同等物	12,121,455,909
未収入金：	
売却投資有価証券	261,722,378
配当金	1,032,375,806
資産合計	284,013,954,807

負債

流動負債

損益を通じて公正価値で測定する金融負債	586,193
未払金：	
償還可能受益証券保有者への分配金	1,155,084,922
償還受益証券	1,056,820,000
購入投資有価証券	2,849
投資運用報酬	242,640,620
管理事務代行報酬	41,119,630
保管報酬	29,861,841
専門家報酬	5,897,406
名義書換代行報酬	5,299,161
受託報酬	5,139,009
負債(償還可能受益証券保有者に帰属する純資産を除く)	2,542,451,631
償還可能受益証券保有者に帰属する純資産	281,471,503,176

投資明細表(2016年2月29日現在)

株数	銘柄名	純資産比率 (%)	公正価値 (単位：円)
普通株式 (96.1%)			
	オーストラリア (36.8%)		
	不動産投資信託 (36.8%)		
7,720,000	BWP Trust	0.7	2,016,555,986
12,931,802	Charter Hall Group	1.6	4,597,752,713
11,072,000	Charter Hall Retail REIT Class REIT	1.4	3,847,258,082
48,124,000	Cromwell Property Group	1.4	3,938,000,199
10,575,991	Dexus Property Group	2.3	6,420,428,623
1,048,369	Folkestone Education Trust	0.1	186,790,342
16,528,308	GDI Property Group	0.4	1,139,311,511
21,997,332	Goodman Group	4.1	11,509,664,908
30,715,000	GPT Group	4.3	12,183,262,338
2,225,232	Growthpoint Properties Australia, Ltd.	0.2	550,759,054
6,766,585	Investa Office Fund	0.8	2,165,748,498
34,987,832	Mirvac Group Class REIT	1.8	5,161,977,363
62,915,931	Scentre Group	7.9	22,166,138,263
39,501,973	Stockland	4.7	13,280,144,978

有価証券の評価基準及び評価方法	特殊債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的な事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成28年 9月12日現在)	(平成29年 3月13日現在)
1. 当計算期間の末日に おける受益権の総数	207,391,308口	137,133,369口
2. 1単位当たり純資産の 額	1口当たり純資産額 (10,000口当たりの純資産額) 10,038円	1口当たり純資産額 (10,000口当たりの純資産額) 10,032円

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成28年 9月13日 至 平成29年 3月13日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係る リスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、特殊債券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク

	<p>有価証券およびデリバティブ取引等</p> <p>当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的な事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成29年 3月13日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（特殊債券）</p> <p>「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引）</p> <p>デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 平成28年 9月13日 至 平成29年 3月13日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(平成28年 9月12日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	92,824,171円
同期中における追加設定元本額	224,165,684円
同期中における一部解約元本額	109,598,547円
平成28年 9月12日現在における元本の内訳	
日興ワールドC B ファンド（通貨アルファ戦略コース）	70,000,000円
日興ワールドC B ファンド（円ヘッジありコース）	9,500,000円
日興ワールドC B ファンド（円ヘッジなしコース）	9,800,000円
インド内需関連株式ファンド	10,000円
アセアン内需関連株式ファンド	10,000円
高成長インド・中型株式ファンド	49,986円
アジア好利回りリート・ファンド	99,971円
アジア好利回りリート・ファンド・トルコリラ	99,971円
アジア好利回りリート・ファンド・ブラジルレアル	499,851円
米国ハイインカム・ローン・ファンド（為替ヘッジ型）	499,102円
ヨーロッパ・割安戦略株式ファンド（為替ヘッジなし）	1,995,013円
ヨーロッパ・割安戦略株式ファンド（為替ヘッジあり）	99,751円
三井住友・ピムコ・ストラテジック・インカムファンド（為替ヘッジあり／年1回決算型）	9,972円
三井住友・ピムコ・ストラテジック・インカムファンド（為替ヘッジなし／年1回決算型）	9,972円
三井住友・ピムコ・ストラテジック・インカムファンド（為替ヘッジあり／3カ月決算型）	9,972円
三井住友・ピムコ・ストラテジック・インカムファンド（為替ヘッジなし／3カ月決算型）	9,972円

日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド(為替ヘッジなし)	9,972円
日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド(限定為替ヘッジ)	9,972円
三井住友・ニュー・アジア・ファンド	9,967円
YOUR MIRAI フレキシブル・ボンドアロケーション(為替ヘッジなし)	9,967円
YOUR MIRAI フレキシブル・ボンドアロケーション(米ドル円ヘッジ)	9,967円
アジア好利回りリート・ファンド(年1回決算型)	997円
日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド(為替ヘッジなし/年2回決算型)	9,966円
日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド(限定為替ヘッジ/年2回決算型)	9,966円
日興フィデリティ世界企業債券ファンド(為替ヘッジあり)	9,966円
日興フィデリティ世界企業債券ファンド(為替ヘッジなし)	9,966円
日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルCBファンド(為替ヘッジあり)	9,966円
日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルCBファンド(為替ヘッジなし)	9,966円
アジア高利回り現地通貨建て債券ファンド(毎月分配型)	9,963円
アジア高利回り現地通貨建て債券ファンド(資産成長型)	9,963円
S M A M ・国内株式エンゲージメントファンド<適格機関投資家限定>	114,557,211円
合計	207,391,308円

(平成29年 3月13日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	207,391,308円
同期中における追加設定元本額	-円
同期中における一部解約元本額	70,257,939円
平成29年 3月13日現在における元本の内訳	
日興ワールドCBファンド(通貨アルファ戦略コース)	70,000,000円
日興ワールドCBファンド(円ヘッジありコース)	9,500,000円
日興ワールドCBファンド(円ヘッジなしコース)	9,800,000円
インド内需関連株式ファンド	10,000円
アセアン内需関連株式ファンド	10,000円
高成長インド・中型株式ファンド	49,986円
アジア好利回りリート・ファンド	99,971円
アジア好利回りリート・ファンド・トルコリラ	99,971円
アジア好利回りリート・ファンド・ブラジルレアル	499,851円
ヨーロッパ・割安戦略株式ファンド(為替ヘッジなし)	1,995,013円
ヨーロッパ・割安戦略株式ファンド(為替ヘッジあり)	99,751円
三井住友・ピムコ・ストラテジック・インカムファンド(為替ヘッジあり/年1回決算型)	9,972円
三井住友・ピムコ・ストラテジック・インカムファンド(為替ヘッジなし/年1回決算型)	9,972円
三井住友・ピムコ・ストラテジック・インカムファンド(為替ヘッジあり/3カ月決算型)	9,972円

三井住友・ピムコ・ストラテジック・インカムファンド（為替ヘッジなし／3ヶ月決算型）	9,972円
日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド（為替ヘッジなし）	9,972円
日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド（限定為替ヘッジ）	9,972円
三井住友・ニュー・アジア・ファンド	9,967円
YOURMIRAI フレキシブル・ボンドアロケーション（為替ヘッジなし）	9,967円
YOURMIRAI フレキシブル・ボンドアロケーション（米ドル円ヘッジ）	9,967円
アジア好利回りリート・ファンド（年1回決算型）	997円
日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド（為替ヘッジなし／年2回決算型）	9,966円
日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド（限定為替ヘッジ／年2回決算型）	9,966円
日興フィデリティ世界企業債券ファンド（為替ヘッジあり）	9,966円
日興フィデリティ世界企業債券ファンド（為替ヘッジなし）	9,966円
日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルCBファンド（為替ヘッジあり）	9,966円
日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルCBファンド（為替ヘッジなし）	9,966円
アジア高利回り現地通貨建て債券ファンド（毎月分配型）	9,963円
アジア高利回り現地通貨建て債券ファンド（資産成長型）	9,963円
S M A M ・国内株式エンゲージメントファンド＜適格機関投資家限定＞	44,798,374円
合計	137,133,369円

附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
特殊債券	第56回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	16,000,000	16,253,120	
	第874回政府保証公営企業債券	40,000,000	40,070,800	
	第880回政府保証公営企業債券	17,000,000	17,201,110	
	第882回政府保証公営企業債券	17,000,000	17,261,120	
合計		90,000,000	90,786,150	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

アジア好利回リート・ファンド・トルコリラ

平成29年 3月31日現在

資産総額	1,776,952,695円
負債総額	6,266,959円
純資産総額(-)	1,770,685,736円
発行済口数	3,197,081,529口
1口当たり純資産額(/)	0.5538円
(1万口当たり純資産額)	(5,538円)

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

二 受益権の譲渡および譲渡制限等

(イ) 受益権の譲渡

- a . 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b . 上記 a の申請のある場合には、上記 a の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 a の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c . 上記 a の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(ロ) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

平成29年 3月31日現在

資本金の額	2,000百万円
会社が発行する株式の総数	60,000株
発行済株式総数	17,640株

□ 最近5年間における資本金の額の増減

該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は7名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

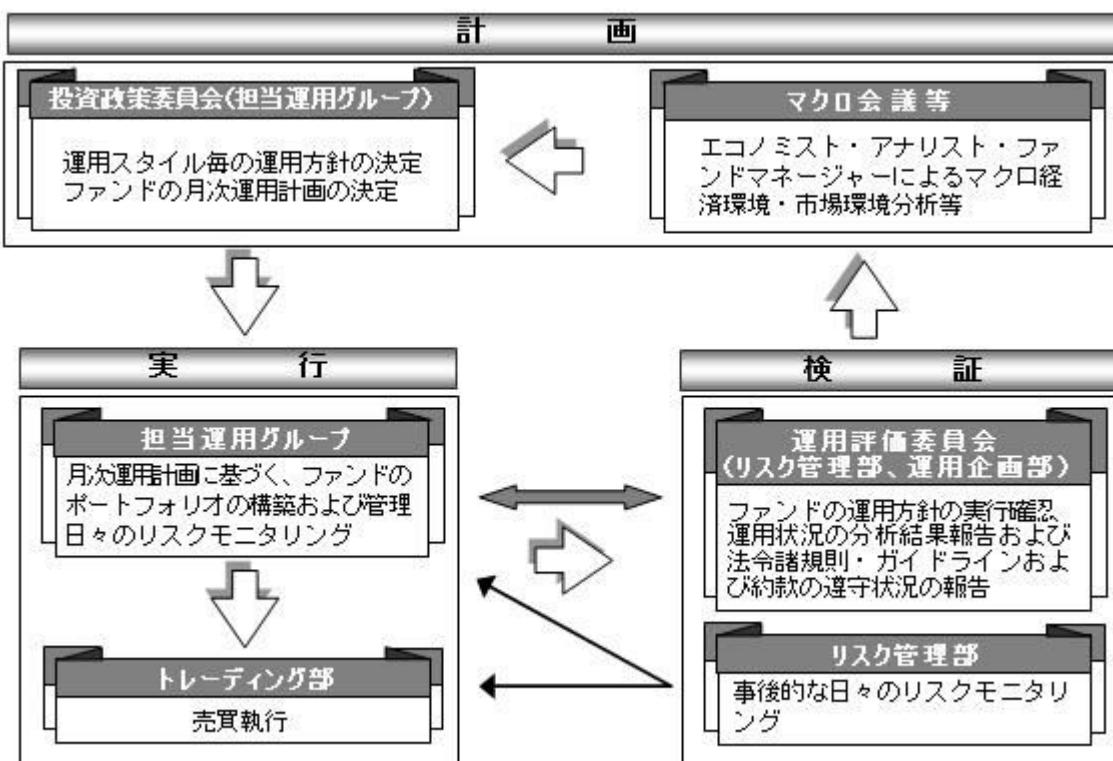
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定します。

二 投資信託の運用の流れ



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

平成29年3月31日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

(平成29年 3月31日現在)

		本 数(本)	純資産総額(百万円)
株式投資信託	単位型	69 (21)	188,076 (80,034)
	追加型	458 (196)	5,170,292 (2,824,712)
	計	527 (217)	5,358,368 (2,904,747)
公社債投資信託	単位型	93 (93)	388,551 (388,551)
	追加型	1 (0)	28,808 (0)
	計	94 (93)	417,359 (388,551)
合 計		621 (310)	5,775,727 (3,293,298)

() 内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

3 【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2 当社は、第31期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けており、第32期中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位 : 千円)

資産の部	前事業年度		当事業年度	
	(平成27年 3月31日)		(平成28年 3月31日)	
流動資産				
現金及び預金	2	25,021,336		10,857,507
顧客分別金信託		-		20,006

前払費用	291,119	324,934
未収入金	41,860	81,347
未収委託者報酬	4,897,032	5,418,116
未収運用受託報酬	1,000,744	1,635,461
未収投資助言報酬	455,390	382,911
未収収益	13,030	28,813
繰延税金資産	475,859	494,032
その他の流動資産	52,473	6,226
流動資産合計	32,248,847	19,249,357
固定資産		
有形固定資産	1	
建物	120,234	154,246
器具備品	230,712	240,748
有形固定資産合計	350,947	394,995
無形固定資産		
ソフトウェア	497,668	449,034
ソフトウェア仮勘定	77,155	146,452
電話加入権	91	79
商標権	222	60
無形固定資産合計	575,137	595,627
投資その他の資産		
投資有価証券	7,151,933	13,115,106
関係会社株式	509,146	10,412,523
長期差入保証金	600,480	603,625
長期前払費用	36,031	32,533
会員権	17,299	17,299
繰延税金資産	665,425	750,481
投資その他の資産合計	8,980,317	24,931,569
固定資産合計	9,906,402	25,922,192
資産合計	42,155,249	45,171,549

(単位 : 千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
顧客からの預り金	-	0
その他の預り金	82,723	73,103
未払金		
未払収益分配金	711	154
未払償還金	143,201	141,808
未払手数料	2,338,432	2,479,778
その他未払金	1,075,587	58,453
未払費用	2,095,111	2,092,669
未払消費税等	478,421	317,444
未払法人税等	454,520	992,491
賞与引当金	906,623	982,654
その他の流動負債	808	-
流動負債合計	7,576,142	7,138,557
固定負債		
退職給付引当金	2,633,080	3,028,212
賞与引当金	-	51,310

その他の固定負債	-	693
固定負債合計	2,633,080	3,080,216
負債合計	10,209,222	10,218,774
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	60,000
別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	18,861,359	21,984,811
利益剰余金合計	20,682,564	23,806,015
株主資本計	31,311,548	34,434,999
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	634,478	517,775
評価・換算差額等合計	634,478	517,775
純資産合計	31,946,027	34,952,774
負債・純資産合計	42,155,249	45,171,549

(2) 【損益計算書】

	(単位：千円)	
	前事業年度	当事業年度
	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	30,094,858	32,339,255
運用受託報酬	3,862,895	7,401,835
投資助言報酬	2,106,161	1,909,892
その他営業収益		
情報提供コンサルタント		
業務報酬	5,000	5,000
投資法人運用受託報酬	27,345	8,546
サービス支援手数料	18,274	74,038
その他	52,255	55,319
営業収益計	36,166,790	41,793,887
営業費用		
支払手数料	15,123,724	16,006,652
広告宣伝費	407,991	615,596
公告費	4,737	4,507
調査費		
調査費	1,319,743	1,624,477
委託調査費	3,550,675	4,106,366
営業雑経費		
通信費	38,911	43,662
印刷費	294,002	399,236

協会費	26,955	23,328
諸会費	18,577	22,650
情報機器関連費	2,403,857	2,557,200
販売促進費	28,281	31,271
その他	144,250	161,974
営業費用合計	23,361,707	25,596,925
一般管理費		
給料		
役員報酬	190,241	181,739
給料・手当	5,186,853	5,824,767
賞与	569,685	609,597
賞与引当金繰入額	906,623	1,033,964
交際費	22,609	26,912
寄付金	-	23
事務委託費	366,661	540,251
旅費交通費	226,254	277,212
租税公課	108,953	161,628
不動産賃借料	552,589	595,051
退職給付費用	387,799	701,070
固定資産減価償却費	287,833	334,024
諸経費	283,156	354,884
一般管理費合計	9,089,262	10,641,129
営業利益	3,715,820	5,555,832
営業外収益		
受取配当金	26,821	36,102
有価証券利息	1,187	-
受取利息	1	6,113
時効成立分配金・償還金		12
原稿・講演料		1,899
雑収入		7,324
営業外収益合計	43,357	62,465
営業外費用		
為替差損	14,361	51,385
営業外費用合計	14,361	51,385
経常利益	3,744,816	5,566,912
特別利益		
投資有価証券償還益	4,181	13,036
投資有価証券売却益	893,251	38,823
投資有価証券清算益	-	29,214
特別利益合計	897,432	81,075
特別損失		
固定資産除却損	2	1,076
投資有価証券償還損		-
投資有価証券売却損		1,091
その他の特別損失	3	973,862
特別損失合計	976,030	15,798
税引前当期純利益	3,666,218	5,632,188
法人税、住民税及び事業税	1,574,213	1,598,176
法人税等調整額	166,505	41,999
法人税等合計	1,740,718	1,556,177
当期純利益	1,925,499	4,076,011

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
1年以内	572,402	579,592
1年超	1,340,637	756,470
合計	1,913,040	1,336,063

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式及び50%出資した海外関連会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

投資有価証券、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等に基づく価額のほか、これらの価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

繰延税金資産

退職給付引当金	849,431	927,238
特定外国子会社留保金額	211,024	205,413
ソフトウェア償却	62,560	35,707
賞与引当金	-	15,834
投資有価証券評価損	43,051	95
その他	6,291	5,971
繰延税金資産小計	1,172,360	1,190,261
評価性引当額	217,192	211,267
繰延税金資産合計	955,168	978,994
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	289,742	228,513
繰延税金負債合計	289,742	228,513
繰延税金資産の純額	1,141,285	1,244,513

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	35.6%	33.0%
(調整)		
評価性引当額の増減	9.6	5.5
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.1
受取配当等永久に益金に算入されない項目	0.5	0.0
住民税均等割等	0.2	0.1
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	3.7	1.3
所得税額控除による税額控除	1.3	1.5
その他	0.1	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	47.5	27.6

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.2%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.8%、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は62,206千円減少し、法人税等調整額が74,445千円、その他有価証券評価差額金が12,239千円、それぞれ増加しております。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	30,094,858	3,862,895	2,106,161	102,874	36,166,790

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	32,339,255	7,401,835	1,909,892	142,903	41,793,887

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (1)投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 兄弟会社等

(単位:千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社の子会社	SMB C 日興証券(株)	東京都千代田区	10,000,000	証券業	- %	投信の販売委託役員の兼任	子会社株式の取得	9,877,717	-	-
							委託販売手数料	5,483,224	未払手数料	912,899

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1)投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1 株当たり純資産額	1,810,999.27円	1,981,449.82円
1 株当たり当期純利益金額	109,155.30円	231,066.40円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	1,925,499	4,076,011
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	1,925,499	4,076,011
期中平均株式数(株)	17,640	17,640

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

資産の部	第32期中間会計期間 (平成28年9月30日)
流動資産	
現金及び預金	8,667,657
顧客分別金信託	20,007

前払費用		306,916
未収委託者報酬		5,324,329
未収運用受託報酬		1,209,751
未収投資助言報酬		355,952
未収収益		22,873
繰延税金資産		493,517
その他		3,031
流動資産合計		16,404,036
固定資産		
有形固定資産	1	474,760
無形固定資産		615,866
投資その他の資産		
投資有価証券		13,931,717
関係会社株式		10,412,523
その他		1,631,772
投資その他の資産合計		25,976,013
固定資産合計		27,066,640
資産合計		43,470,677

負債の部

流動負債		
顧客からの預り金		98
その他の預り金		79,964
未払金		2,578,503
未払費用		1,682,389
未払法人税等		686,618
前受収益		414
賞与引当金		1,044,361
その他	2	125,455
流動負債合計		6,197,805
固定負債		
退職給付引当金		3,116,174
賞与引当金		30,000
その他		480
固定負債合計		3,146,654
負債合計		9,344,459

純資産の部

株主資本		
資本金		2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		8,628,984
資本剰余金合計		8,628,984
利益剰余金		
利益準備金		284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金		60,000
別途積立金		1,476,959
繰越利益剰余金		21,442,639
利益剰余金合計		23,263,844

株主資本合計	33,892,828
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	233,389
評価・換算差額等合計	233,389
純資産合計	34,126,217
負債純資産合計	43,470,677

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第32期中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	15,185,419
運用受託報酬	2,663,858
投資助言報酬	869,344
その他の営業収益	63,406
営業収益計	18,782,028
営業費用	
一般管理費	5,398,630
営業利益	1,803,967
営業外収益	116,871
営業外費用	3,173
経常利益	1,917,665
特別利益	179,785
特別損失	27,232
税引前中間純利益	2,070,218
法人税、住民税及び事業税	622,698
法人税等調整額	21,268
法人税等合計	601,429
中間純利益	1,468,788

(3) 中間株主資本等変動計算書

第32期中間会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本								株主資本合計	
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計		
		資本準備金	資本剰余金合計		配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金合計			
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,984,811	23,806,015	34,434,999	
当中間期変動額										

剰余金の配当							2,010,960	2,010,960	2,010,960
中間純利益							1,468,788	1,468,788	1,468,788
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	-	542,171	542,171	542,171
当中間期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,442,639	23,263,844	33,892,828

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	517,775	517,775	34,952,774
当中間期変動額			
剰余金の配当			2,010,960
中間純利益			1,468,788
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	284,385	284,385	284,385
当中間期変動額合計	284,385	284,385	826,557
当中間期末残高	233,389	233,389	34,126,217

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。但し、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当中間会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当中間会計期間の営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ729千円増加しております。

（追加情報）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当中間会計期間から適用しております。

（中間貸借対照表関係）

第32期中間会計期間 (平成28年9月30日)	
1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,094,757千円
2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。
3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。	当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 当座借越極度額の総額 10,000,000千円 借入実行残高 - 差引額 10,000,000千円
4. 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成35年6月までの賃借料総額248,465千円の支払保証を行っております。	

（中間損益計算書関係）

第32期中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	
--	--

1. 減価償却実施額
有形固定資産 73,172千円
無形固定資産 112,944千円
2. 営業外収益のうち主要なものの
受取配当金 106,640千円
雑収入 9,734千円
3. 営業外費用のうち主要なものの
為替差損 3,173千円
4. 特別利益のうち主要なものの
投資有価証券償還益 179,784千円
5. 特別損失のうち主要なものの
投資有価証券償還損 10,871千円
事務所移転費用 8,962千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第32期中間会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,010,960	114,000	平成28年 3月31日	平成28年 6月28日

(リース取引関係)

第32期中間会計期間

(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1. オペレーティング・リース取引

(借主側)

未経過リース料(解約不能のもの)

1年以内	606,895千円
1年超	785,123千円
合 計	1,392,018千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

第32期中間会計期間(平成28年9月30日)

平成28年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)参照)。

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額

(1)現金及び預金	8,667,657	8,667,657	-
(2)顧客分別金信託	20,007	20,007	-
(3)未収委託者報酬	5,324,329	5,324,329	-
(4)未収運用受託報酬	1,209,751	1,209,751	-
(5)未収投資助言報酬	355,952	355,952	-
(6)投資有価証券			
その他有価証券	13,931,419	13,931,419	-
(7)投資その他の資産			
長期差入保証金	662,172	662,172	-
資産計	30,171,290	30,171,290	-
(1)顧客からの預り金	98	98	-
(2)未払金			
未払手数料	2,393,062	2,393,062	-
負債計	2,393,160	2,393,160	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 顧客分別金信託、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬、及び
(5) 未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6) 投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、債券については取引金融機関から提示された価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等によって、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によってあります。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(7) 投資その他の資産

長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1) 顧客からの預り金、及び(2) 未払金 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	298
合計	298
子会社株式及び関連会社株式	
非上場株式	10,412,523
合計	10,412,523

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(6) その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

第32期中間会計期間（平成28年9月30日）

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 10,412,523千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	5,237,120	4,771,627	465,493
小計	5,237,120	4,771,627	465,493
(2) 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	8,694,298	8,823,400	129,101
小計	8,694,298	8,823,400	129,101
合計	13,931,419	13,595,027	336,392

（注）非上場株式等（中間貸借対照表計上額 298千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（資産除去債務等）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

第32期中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	15,185,419	2,663,858	869,344	63,406	18,782,028

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1) 株当たり情報

第32期中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	
1株当たり純資産額	1,934,592円84銭
1株当たり中間純利益	83,264円67銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎	
中間貸借対照表の純資産の部の合計額	34,126,217千円
普通株式に係る純資産額	34,126,217千円
普通株式の発行済株式数	17,640株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	17,640株
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書の中間純利益	1,468,788千円
普通株式に係る中間純利益	1,468,788千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	17,640株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる

行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- 二 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
平成28年6月27日に開催された定時株主総会において、監査体制の見直しにより監査役の員数を2名増員し6名以内とする定款の変更が決議されました。
- 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

- イ 受託会社
- | | |
|-----------|---|
| (イ) 名称 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 |
| (ロ) 資本金の額 | 324,279百万円(平成28年9月末現在) |
| (ハ) 事業の内容 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。 |

[参考情報：再信託受託会社の概要]

- ・ 名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 10,000百万円(平成28年9月末現在)
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

□ 販売会社

(イ) 名称	(ロ) 資本金の額	(ハ) 事業の内容
あかつぎ証券株式会社	3,067百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エース証券株式会社	8,831百万円	
株式会社SBI証券	47,937百万円	

カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
スタート証券株式会社	500百万円	
大熊本証券株式会社	343百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	
東洋証券株式会社	13,494百万円	
内藤証券株式会社	3,002百万円	
奈良証券株式会社	117百万円	
播磨証券株式会社	112百万円	
フィデリティ証券株式会社	7,657百万円	
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社ジャパンネット銀行	37,250百万円	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。

資本金の額は、平成28年9月末現在。

2 【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

3 【資本関係】

該当ありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成28年 9月23日	臨時報告書
平成28年12月 8日	有価証券届出書
平成28年12月 8日	有価証券報告書
平成28年12月21日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成28年6月17日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 小澤陽一 印
業務執行社員 公認会計士

指定有限責任社員 池ヶ谷正印
業務執行社員 公認会計士

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年4月25日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

小澤陽一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア好利回リリート・ファンド・トルコリラの平成28年9月13日から平成29年3月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア好利回リリート・ファンド・トルコリラの平成29年3月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年11月24日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤陽一	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池ヶ谷正	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第32期事業年度の中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手續が実施される。中間監査手續は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手續に必要に応じて追加の監査手續が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手續を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。